

令和2年度 第1回上越市障害者差別解消支援地域協議会

次 第

と き 令和2年8月6日(木)
午前10時から11時
ところ 上越市役所401会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 令和元年度の実施状況について ……資料1
- (2) 令和2年度の実施について ……資料2
- (3) 意見交換

4 その他

5 閉会

上越市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿(R1.8.6～R3.3.31)

(委員区分・五十音順、敬称略)

選出区分		氏名	所属等	備考
1	学 識	河合 康	上越教育大学大学院教授	会長
2	法曹等	朝日 啓	新潟県弁護士会	
3		西山 工三	上越人権擁護委員協議会会長	
4	福 祉	大山 真鶴佳	上越市社会福祉協議会地域福祉課 参事	副会長
5		川澄 隆章	つくしワークショップスペース 管理者	
6		水島 純平	放課後等デイサービス「また明日」 児童指導員	
7		高橋 小弓	夕映えの郷 相談支援事業主任	
8		稲田 強	相談支援事業所 スキップ 管理者	
9	医療・保健	山田 英理子	三交病院 精神保健福祉士	
10	障害者・障 害者団体	松原 義一	上越地区手をつなぐ育成会 会長	
11		吉原 富男	上越市家族会 会長	
12	行政	森山 一夫	上越公共職業安定所 統括職業指導官	※
13		山本 克志	上越警察署 生活安全課長	※
14		山田 洋子	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長	※
15	民生委員	塩崎 千恵子	民生委員・児童委員協議会連合会 障害者部会長	

※は人事異動に伴う交代

令和元年度の取組状況について

(1) 障害福祉事業所への情報提供の依頼について

「障害を理由とする差別等に関する情報提供について」令和元年7月8日
依頼文書を发出

- ・市への情報提供の依頼
- ・情報提供後の対応について

(2) 市民啓発イベントの開催

「福祉・介護・健康フェア2019 in 上越」

日時：令和元年10月26日（土）

会場：リージョンプラザ上越インドアスタジアム

テーマ「安心できる暮らしを提案

～明日のためにできること、地域共生社会の実現に向けて～」

<メインステージ>

◎市主催事業：講演「助け合うってどうゆうこと？～共生社会に必要なこと～」

伊是名 夏子氏（コラムニスト）

- ・骨の弱い「骨形成不全症」電動車いす生活、身長100cm、体重20kg
右耳が聞こえない。2人の子育てをヘルパーの協力を得ながら行っている。

○市共催事業：講演「夢を持つことの大切さ」

長崎 和志氏 妙高市在住（車いすバスケットボール選手）

○市共催事業：講演、フルートコンサート「あなたとともに」

本宮 宏美氏（生まれつき左足に障害がある）

○市共催事業：車いすバスケットボール体験、上越アール・ブリュット公募展

(3) 市職員向け研修会の開催

① 新採用職員研修会：4月3日（水）

内容：障害者差別解消法について

講師：福祉課職員

② 係長級職員研修会：令和2年2月4日（火）

内容：障害者差別解消法（概要と合理的配慮の提供）

講師：弁護士 原野 聖子氏

令和2年度の取組について

1 現状と課題

- 「不当な差別的取扱い」や「合理的な配慮を行わない」などの事案は、依然として市に報告がない。
- 障害のある人を対象に実施した障害福祉計画ニーズ調査の結果【参考資料1】
 - ・「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか」
⇒回答した699人のうち265人(37.9%)が、何らかの差別を受けたと回答
 - ・「差別や嫌な思いをどこで受けたか」
⇒「学校・職場」が132人(49.8%)と最も多い
- ◎ 表面化していない事案を把握し、対応につなげる取組が引き続き必要であるほか、実態を踏まえた啓発等の取組が必要

2 令和2年度の取組

(1) 障害福祉事業所等への情報提供の依頼について【参考資料2】

- ・「障害を理由とする差別等に関する情報提供について」再度、依頼文書を発出する（市への情報提供の依頼、情報提供後の対応について）。
- ・あわせて、ニーズ調査の結果を送付し、実態の共有を図る。
- ・同様の依頼を、地域包括支援センターなど相談窓口を持つ関係機関にも行う。

(2) 市民への啓発

① 市民啓発イベント

市民がより身近な問題として理解できるよう、障害者本人が体験談を語る場を設ける。（昨年度開催された「福祉・介護・健康フェア」については、新型コロナウイルスの影響により、規模を縮小するなど感染防止策を講じた上での開催方法となることから、開催方法を踏まえ実施可能な方法を検討する。）

② 障害者週間における啓発

ニーズ調査の結果を踏まえ、障害のある人が差別と感じる具体的事例を示しながら、障害者週間（12月3日～9日）にあわせ、広報上越や市ホームページなど各種媒体を活用した市民への啓発を行う。

(3) 学校や職場を対象とした啓発

ニーズ調査の結果や障害者差別解消法の概要について、小中学校校長会を通じた啓発を行うほか、ハローワークを通じ障害者を雇用する職場を対象に啓発を行う。

(4) 市職員向け研修会の開催

- ① 新採用職員研修会：4月3日（金）
内容：障害者差別解消法について
講師：福祉課職員
- ② 係長級職員研修会：令和2年12月頃を予定
内容：障害者差別解消法（概要と合理的配慮の提供）
講師：未定

3 協議会の予定

(1) 全体会議

- ① 第1回協議会（8月6日）
 - ・令和元年度の取組状況について
 - ・令和2年度の取組予定について
- ② 第2回協議会（令和3年2月）
 - ・令和2年度の取組状況について

障害福祉計画ニーズ調査結果(抜粋)

問 あなたは障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

	回答数	%(回答数/699)
1 ある	265	37.9%
2 ない	394	56.4%
3 無回答	40	5.7%
合計	699	

上記で「ある」と答えた方

問 どこで、どのようなことでしたか。(複数回答)

(どこで)

	回答数	%(回答数/265)
1 学校・職場	132	49.8%
2 障害者施設	33	12.5%
3 病院	50	18.9%
4 店舗・飲食店	60	22.6%
5 公共施設	55	20.8%
6 宿泊施設	15	5.7%
7 交通機関(バス・鉄道・タクシー等)	42	15.8%
8 その他	42	15.8%
9 無回答	5	1.9%
合計	434	

(どのようなこと)

	回答数	%(回答数/265)
1 店や施設への入店・入場を断られた	16	6.0%
2 交通機関の利用を拒否された	5	1.9%
3 必要なサービスや医療が受けられなかった	23	8.7%
4 学校や職場での待遇(教育内容、仕事内容)が異なる	80	30.2%
5 その他	135	50.9%
6 無回答	33	12.5%
合計	292	

その他の主な回答

- ・じろじろ見られた(見る目が違う)
- ・からかわれた
- ・笑われた
- ・悪口・陰口
- ・無視された
- ・嫌がらせ、いじめ
- ・見下した態度

障害福祉計画ニーズ調査の概要について

1 調査の目的

障害福祉計画の作成に当たり、障害者の生活実態や福祉サービスに対するニーズを把握し、障害のある人が生涯を通じて安心して生活が送れるようにするために、必要な支援策の検討に活用する。

2 調査対象者

平成31年4月1日現在の障害者手帳所持者（身体、療育、精神）10,643人の約9.4%に当たる1,000人を抽出

【抽出方法】

(1) 障害福祉サービス利用者

① 在宅利用者…540人（54.0%）

障害福祉サービス（通所型サービス）利用者に対して、サービス事業所を通じ調査を実施

② 障害児通所サービス（児童発達支援、児童・生徒）…260人（26.0%）

障害児通所サービス利用者（障害者手帳未所持者を含む）に対して、サービス事業所を通じて調査を実施

(2) 障害福祉サービス未利用者 …200人（20.0%）

サービスを利用していない人を抽出し、郵送により調査を実施

対象者：18歳以上～65歳未満の手帳所持者（身体1～3級、療育、精神1・2級）

3 調査方法

・調査期間 令和2年4月1日～4月24日（調査基準日：令和2年4月1日）

・調査方法

(1) 障害福祉サービス利用者

サービス事業所に聞き取り調査を依頼（障害児通所サービスは配布・回収を依頼）

(2) 障害福祉サービス未利用者

無作為により抽出し調査票を郵送、障害者本人または同居家族が回答

・記名の有無：無記名

4 調査内容

・調査票は、サービスの利用形態により、一部をその特性に応じた調査項目とした。

5 回答数及び回答率

全体…699人（69.9%）

(1) 障害福祉サービス利用者

① 在宅利用者…450人（83.3%）

② 障害児通所サービス（児童発達支援、児童・生徒）…130人（50.0%）

令和2年 月 日

※ 同様の依頼を、地域包括支援センター
など相談窓口を持つ関係機関にも行う。

相談支援事業所管理者 様
障害福祉サービス事業所管理者 様

上越市福祉部福祉課長

障害を理由とする差別等に関する情報提供について（お願い）

日頃から、市の障害福祉施策にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

市では、障害を理由とする差別の解消及び人格と個性をお互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成29年度から上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関と連携して取組を進めているところです。

標記については、令和元年7月8日付けで各事業所宛てに依頼しているところですが、依然として「不当な差別的取扱い」や「合理的な配慮を行わない」などの事案の報告がない状況です。

先般、市が取りまとめた障害福祉計画ニーズ調査では、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答した人の割合は、回答者699人のうち265人（37.9%）となっており、引き続き、表面化していない事案の把握に努めていく必要があるものと考えております。

つきましては、日々障害のある人を支援する相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所の皆様の業務等の中から、対象となる差別等事案はないか確認及び情報収集していただくとともに、具体的な差別等の事案を認知された場合は、随時速やかに市へ情報提供くださるよう、改めてお願いいたします。

記

1 依頼事項

- (1) 障害のある人への差別等事案に関する情報収集
- (2) (1)で収集した事案の市への情報提供

2 情報収集等の対象となる差別等事案

- (1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いのおそれがあると考えられる事案
- (2) 障害のある人に対する合理的な配慮を行わなかったと考えられる事案

※ 上記具体例については、添付のリーフレット「みんなで取り組む 障害者差別解消法」を参照してください。

3 市への情報提供の方法

様式「相談・情報シート」により、下記担当へメールにて送信するか、福祉課まで持参してください。メールの場合は、個人情報保護・情報漏えい防止のため、ファイルにパスワードをかけ、別メールにパスワードを記載し送信してください。

裏面あり

4 留意事項

- (1) 情報を収集、提供いただく際は、相談者に対して差別等事案として市に情報提供する旨をお伝えください。当事者・相談者の氏名や住所は市に対して情報提供は不要です。
- (2) 収集された差別等事案に関する情報の取扱いには十分ご注意ください。
- (3) 差別等事案に対して当事者・相談者が当該事業所等に対する説明の要求や改善を求める場合には、参考資料「障害を理由とする差別に関する相談フローチャート」に基づき対応しますので、担当まで個別に連絡をお願いします。

問い合わせ・提供先

上越市福祉課 福祉第一係 担当：新保

TEL：025-526-5111（内線 1696）

Fax：025-525-5157

E-mail：fukusi@city.joetsu.lg.jp

へい せい ねん がつ
平成28年4月スタート

みんなで取り組む

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ くべつ せいげん
障害を理由にした差別(区別や制限など)をなくしましょう



だれ びょう どう まな はたら く しゃ かい 誰もが平等に学び・働き・暮らせる社会へ

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ かいしょう しょうがい ひと ひと びょうどう せいかつ しゃかい
「障害者差別解消法」は障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務でもあります。みなさん一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようにご協力をお願いします。

上越市 福祉課

TEL 025-526-5111

FAX 025-525-5157

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは？

しょうがいりゆうさべつ 障害を理由とした差別をなくすために

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者の障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすために制定された法律です。

障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

対象となる「障害のある人」とは？

障害者基本法で定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁*によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

*社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念などさまざまなもののことです。

しょうがいりゆうさべつ 障害を理由とする差別とはどんなこと？

1

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること（不当な差別的取り扱い）

差別となる具体例

車いすを利用していることを理由に、レストランなどへの入店を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にスポーツクラブなどへの入会を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にアパートなどの部屋を貸さなかった。



2

障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

差別となる具体例

駅の構内で視覚障害のある人から質問されたが、駅員はわかるように説明しなかった。



災害避難所で聴覚障害があることを伝えられたが、必要な情報を音声のみで提供した。



役所の会議に招かれた障害のある人に配慮を求められたが、何も対応しなかった。



事業者の望ましい取り組み

障害者差別解消法の事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども対象となります。事業を継続する上で過重な負担とならない範囲で、次のような具体例を参考にして、合理的な配慮に取り組みましょう。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

車いすの利用者などのために、店舗などの出入りにスロープを設置するなどして段差を解消する。



店舗内や事業所内を車いすの利用者でも移動しやすいように、通路の幅を広くするなど工夫をする。



視覚障害のある人に、記載されたメニューやサービスの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受付などで、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



車いすの利用者が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをする。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、いっしょに入る飲食店などの店舗や事業所を増やす。



障害の特性に配慮し、説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



障害の影響で長時間立ったまま待つことが困難な人には、(周囲の理解を得た上で) いすなどを用意する。



空港の搭乗手続きや病院の受診手続きなどで、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優遇する。



住民のみなさんにできること

障害者差別解消法で、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

障害のある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。

電車やバスの優先席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。

電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先席でなくても席をゆずる。

視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。

車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡す。

デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。

駐車場の「障害者等用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。

盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。

車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。

障害のあるみなさんの声を聞かせてください

障害を理由とする差別で困ったときなどは、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこでの解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口が紹介されます。また、それぞれの関係機関と連携する「障害者差別解消支援地域協議会」の設置など地域ぐるみのネットワークづくりもはじまっています。みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります。

上越市「障害を理由とする差別に関する相談・情報シート」

相談者	当事者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 福祉事業所 <input type="checkbox"/> 関係機関 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	把握の方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙・FAX <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()					
当事者	匿名希望	<input type="checkbox"/>	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	歳	
	障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神	<input type="checkbox"/> 精神	級		
相談受付所属						受付者	
種別	<input type="checkbox"/> 不当な差別的取り扱い <input type="checkbox"/> 合理的配慮の不提供 <input type="checkbox"/> その他						
相談・情報提供内容							
当事者の要望							

※情報提供・問合せ先：上越市福祉課 福祉第一係
 (Tel025-526-5111 E-mail fukusi@city.ioetsu.lg.jp)

相談者への 一次対応	ジョウホウ ウカガ トク タイオウ <input type="checkbox"/> 情報として伺い、特に対応なし ソウダン ジョウホウ テイキョウ ヨウボウ タイ カキナイヨウ ケントウ <input type="checkbox"/> 相談・情報提供・要望に対し、下記内容を検討
---------------	--

対応状況	フクシカ ショリラン ※福祉課処理欄 ジョウホウ ウカガ トク タイオウ <input type="checkbox"/> 情報として伺い、特に対応なし ソウダン ジョウホウ テイキョウ ヨウボウ タイ カキナイヨウ ケントウ ジッシ <input type="checkbox"/> 相談・情報提供・要望に対し、下記内容を検討・実施
------	--

× 五

ジョウホウ テイキョウ トイアワ サキ ショウエツシフクシカ フクシダイチカカ
 ※情報提供・問合せ先：上越市福祉課 福祉第一係
 (Tel025-526-5111 E-mail fukusi@city.ioetsu.lg.jp)

上越市「障害を理由とする差別に関する相談フローチャート」

相談者(当事者・家族・保護者・支援者等)

① 不当な差別的取り扱いを受けた

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したりすること。

例) 車椅子を利用していることを理由に、レストランへの入店を断られた。

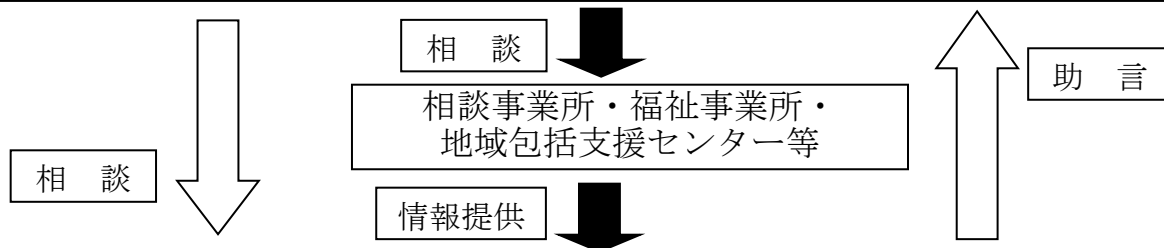
例) 障害があることを伝え、それを理由にアパートなどの部屋を貸さなかった。

② 合理的配慮が提供されなかった

障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取除くために合理的な配慮を行わないこと。

例) 駅の構内で視覚障害のある人から質問されたが、駅員はわかるように説明をしなかった。

例) 会議に招いた障害者に配慮を求められたが、何も対応しなかった。



市の相談窓口

(福祉課、各総合事務所等)

事例報告
相談内容照会

助言・協議結果報告

福祉課(関係者)

- (1) 相談内容等の集約・整理
- (2) 相談内容を関係課や該当機関と協議し、相談者へ協議結果を報告する。
- (3) 該当機関との対応協議が不調の場合は、障害者差別解消支援地域協議会に状況を報告するとともに協議を継続する。
- (4) 相談内容を障害者差別解消支援地域協議会へ提供し、情報共有を図る。

相談事例等の情報提供

助言・提言

障害者差別解消支援地域協議会(事務局：福祉課)

年2回程度開催

- (1) 関係機関等が対応した相談事例の共有に関する事
- (2) 障害者差別に関する相談体制の整備に関する事
- (3) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析に関する事
- (4) 紛争の防止や解決を図る事案の共有に関する事
- (5) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発に関する事